

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 5 年 8 月 8 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価等を行い、令和 5 年 5 月 31 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

(1) 全国展開する規制の特例措置

規制の特例措置を全国展開するものは、別紙 1 のとおりとする。なお、全国展開の内容及び実施時期については構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表 2 に記載する。

関係府省庁は、基本方針別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

(2) 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙 2 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙 2 に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
1308	特別管理産業廃 棄物の運搬に係 るパイプライン使 用の特例事業	人の健康の保持又は生活環境の保全 上支障が生じない場合、特別管理産業 廃棄物(廃酸など)の収集又は運搬に 運搬用パイプラインを用いることを可能 とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全 国展開を行う。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 施行規則(昭和 46年厚生省令第 35号)	令和5年度中	環境省

別紙2 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	株式会社が学校を設置することを可能とする。	特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。	令和5年度に評価を行う。	文部科学省
941	臨床試験専用病床整備事業	治験・その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。	一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。	厚生労働省
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績(累計運転時間2年程度)が確認される時、②現在活用されている区域計画の更新前年度(2031年度)のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績(累計運転時間2年程度)が確認される時、②現在活用されている区域計画の更新前年度(2031年度)のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。	経済産業省
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。	関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。	関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。	環境省